

第1章

行政法の基礎

第1節 行政法の特徴

1 行政法とは何か

(1) 行政法のイメージ

現代では、行政活動が市民の日常生活のさまざまな場面に入り込んでいる。このため、行政法は、私たちの日常生活に広く関係している身近な法領域といえる。そうすると、行政法の重要性は、日常性、身近さにある。

しかし、民法や刑法という名称の法律はあるが、「行政法」という名称の法律はない。実際に存在するのは、行政に関する種々の法律、政令、省令等の国家法、および地方公共団体の条例や規則等の自治立法である。他方、行政に関する不文法も存在する。これら行政関係の諸法令、およびそれを理解するための共通の知識、考え方を体系化したものが「行政法」である。

(2) 行政の観念

ア 権力分立と控除説

本来1つである国家権力をその性質に応じて、立法・行政・司法の各権力に「区分」し、それらを互いに独立した異なる機関に担当させるように「分離」し、相互に「抑制と均衡」を図り、諸個人の自由をできる限り防御しようとする考え方が権力分立である。

これを前提として、行政について厳密に定義しようとする、「国家作用の中から立法作用と司法作用を除いたもの」と考えることができる（控除説）。控除説の根拠は、行政活動は複雑かつ多種多様なものを含んでおり、その特徴を抽出してこれを積極的に定義するのは事実上不可能な点にある。

■控除説のイメージ



※ 国家作用から立法作用と司法作用を除いたものが行政概念である